

**令和 7 年度（2025 年度）
広島市会計年度任用職員（補聴器相談員）募集案内**

令和 8 年（2026 年）1 月 1 日
広島市健康福祉局身体障害者更生相談所

試 験 日	令和 8 年 2 月 1 8 日（水）
受 付 期 間	令和 8 年 1 月 1 日（木）～2 月 9 日（月）（必着）

1 採用予定人員等

採用予定人員	職 務 概 要	勤 務 場 所
若干名	身体障害者の補装具（補聴器）の交付判定・適合判定に関すること等（聴力測定、機種選定、補聴効果の測定等）	健康福祉局 身体障害者更生相談所 (広島市総合リハビリテーションセンター内)

2 受験資格（年齢制限はありません。）

次の（1）から（3）までの全ての要件を満たす人

- （1）言語聴覚士免許又は公益財団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器技能者の資格を有する人（令和 8 年 3 月末までに取得見込みの人を含む。）
- （2）次のいずれかに該当する人（令和 8 年 3 月末までに取得見込みの人を含む。）
- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住者
- （3）次のいずれにも該当しない人
- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- エ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 試験の日時、会場、合格発表

日 時	会 場	合格発表
2 月 1 8 日（水） 午前 9 時集合 (午前 8 時 4 5 分頃開場予定) (正午頃終了予定)	広島市役所本庁舎 1 4 階第 2 応接室 (中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号)	2 月 2 5 日（水） (発送予定)

- 〔注〕（1）試験当日は、筆記用具（鉛筆、消しゴム等）を持参してください。
- （2）試験の結果は、可否にかかわらず受験者全員に通知します。
- （3）電話、メール等での可否の問合せは受け付けません。

4 試験の内容

科 目 等	内 容
作 文	文章による表現力等についての筆記試験〔40 分：約 800 字〕 (試験の出題テーマ（例）： 「障害者福祉において大切だと思うこと」)
面 接	主として人物、識見等についての個別面接

5 申込手続及び受付期間

(1) 提出書類

- ア 申込書（最近3か月以内に撮影した写真（正面向き、脱帽、上半身のもの）を必ず貼ってください。）
- イ 言語聴覚士免許証、認定補聴器技能者認定証書又は認定補聴器技能者カードの写し
なお、提出書類は受付後、返却しません。

(2) 提出先

〒731-3168
広島市安佐南区伴南一丁目39番1号
広島市健康福祉局身体障害者更生相談所

(3) 受付期間

令和8年1月1日（木）から2月9日（月）まで（必着）

ただし、持参の場合は、1月5日（月）以降、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送による申込みは、2月9日（月）までに上記の提出先に到着したものに限り受け付けます。消印有効ではありませんので、気を付けてください。

郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書」と朱書きしてください。

なお、2月4日（水）以降に投函される場合は速達としてください。

(4) 個人情報の取扱い

申込書等に記載された個人情報については、採用選考試験及び採用に関する事務の目的にのみ使用します。

6 採 用

- (1) 合格者は、令和8年4月1日に採用する予定です。
- (2) 言語聴覚士免許又は認定補聴器技能者の資格を取得見込みの人は、令和8年3月末までに取得できない場合は、採用される資格を失います。
- (3) 日本国籍を有しない人で、「永住者」若しくは「特別永住者」の在留資格又は日本国籍を取得見込みの人は、令和8年3月末までに取得できない場合は、採用される資格を失います。
- (4) 採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

7 待遇、勤務条件等

(1) 勤務場所

健康福祉局身体障害者更生相談所（安佐南区伴南一丁目39番1号）

(2) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（令和9年4月1日以後について、人事評価等に基づき、引き続き1年ごとに勤務（再度の任用）をお願いすることがあります。ただし、再度の任用は、65歳に達する日の属する年度の末日を超えては行いません。）。

(3) 勤務日、勤務時間及び休憩時間等

原則として、勤務日は月曜日から金曜日までの週5日、勤務時間は午前8時30分から午後5時の内の5時間45分（休憩時間は正午から午後1時までの1時間）で、週28時間45分です。

※ 勤務の開始及び終了時間は、相談により決定します。

(4) 勤務を要しない日

土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで及び8月6日

(5) 報酬

初任給 報酬月額 約198,000円（地域手当を含む。）

年収見込 約3,310,000円（期末手当及び勤勉手当を含む。）

このほかに交通費及び時間外勤務手当が規定に基づいて支給されます。

なお、上記金額は令和8年度予定の金額となります。今後、給与改定等により変更となる場合があります。

(6) 加入保険等

健康保険（広島市職員共済組合）、厚生年金保険、公務災害補償保険及び雇用保険の適用並びに年次有給休暇制度があります。

(7) その他

広島市総合リハビリテーションセンターは敷地内全面禁煙で、マスク着用となっています。
車通勤が可能です（敷地内駐車場：月額8,000円）。

8 その他、受験に際しての注意事項

- (1) 受験票は送付しませんので、試験当日、直接会場にお越しください。
- (2) 試験会場には駐車できませんので、車での来場はご遠慮ください。
- (3) 不明な事項があれば、下記の問合せ先までご連絡ください（試験の内容に関わる質問にはお答えできません。）。

◇ 問 合 せ 先 ◇

広島市健康福祉局身体障害者更生相談所

TEL：（０８２）８４９－２８０２

FAX：（０８２）５５４－２１４１

〒731-3168 広島市安佐南区伴南一丁目39番1号

広島市総合リハビリテーションセンター内